

令和3年8月

定例教育委員会会議

会議録

令和3年8月19日開催

会 議 録

| | | | | | |
|----------|---|---|--|---|---|
| 開催日時 | 令和3年8月19日(木) | 午後2時 午後3時 7分 | 開会 閉会 | | |
| 場 所 | 旭川市教育委員会 会議室 | | | | |
| 出席者 | 教育長及び委員 | 教育長 黒蕨 真一, 教育長職務代理者 本田 哲嗣, 委員 滝山 義之 委員 近藤 美保, 委員 山崎 與吉 | | | |
| | 事務局 | 説明員 | <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;"> 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 学校保健課長 中瀬 恭子 </td> <td style="width: 50%;"> 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 </td> </tr> </table> | 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 学校保健課長 中瀬 恭子 | 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 |
| | | 学校教育部長 品田 幸利 学校教育部次長 石原 伸広 学務課長 矢菽 恵 教職員担当課長 佐藤 文泰 教育指導課長 辻並 浩樹 学校保健課長 中瀬 恭子 | 社会教育部長 高田 敏和 社会教育部次長 岩崎 昌美 文化振興課長 高桑 和寿 | | |
| 事務局員 | 教育政策課主査 道下 眞紀 教育政策課 宮嶋 健吏 学務課主査 長井 恵 | | | | |
| 傍聴者 | 0人 | | | | |
| 公開・非公開の別 | 一部非公開 | | | | |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について ・議案第2号 令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について ・議案第3号 旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について ・議案第4号 新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について ・議案第5号 新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について ・議案第1号 令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会(歴史的分野)」の教科用図書の採択について ・報告第1号 旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱(臨時代理)について ・報告第2号 旭川市教育委員会事務局職員の分限処分(臨時代理)について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動(臨時代理)について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申(臨時代理)について 5 報告事項 | | | | |

- (1) 旭川市議会令和3年第4回臨時会の報告について
- (2) 旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について
- (3) 令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について

6 その他

7 閉会

| 審 議 内 容 | |
|-----------|--|
| 発 言 者 | 発 言 要 旨 |
| 教 育 長 | <p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、令和3年8月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p> |
| 教 育 長 | <p>本日の会議録署名委員は、本田委員、山崎委員を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p> |
| 教 育 長 | <p>会議録ですが、令和3年6月第1回臨時教育委員会会議（令和3年6月3日開催）については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について、御意見はありますか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>ありません。</p> <p>御意見がありませんので、令和3年6月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年6月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、令和3年6月定例教育委員会会議（令和3年6月25日開催）及び令和3年7月定例教育委員会会議（令和3年7月29日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するというところでよろしいですか。</p> |
| 各 教 育 員 長 | <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、令和3年6月定例教育委員会会議及び令和3年7月定例教育委員会会議の会議録については、調整後、承認することといたします。</p> |
| 教 育 長 | <p>《 審 議 事 項 》</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」、議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」、令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（3）「令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果については、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により</p> |

| | |
|----------------------------|---|
| 各 教 育 委 員 長 | <p>秘密会といたしたいと思いますが、いかがですか。</p> <p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」、議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」、令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（3）「令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p> <p>《 報 告 事 項 》</p> |
| 教 育 長 | <p>それでは、報告事項に入ります。</p> <p>報告事項（1）「旭川市議会令和3年第4回臨時会の報告について」、報告願います。</p> |
| 学 校 教 育 部 長 | <p>会期は、令和3年7月20日の1日間、学校教育部に係る議案は令和3年度旭川市一般会計補正予算でした。</p> <p>7月16日に、経済文教常任委員会が開催され、民主・市民連合の江川委員から、児童・生徒の安心安全に関する課題について、日本共産党の能登谷委員から、旭川市いじめ防止基本方針と実際のいじめ対応について、質疑がございました。</p> <p>はじめに、江川委員から、重大事態として調査を行っている事案に関して、インターネットでの誹謗中傷や電話、メールでの抗議への対応について、スクールロイヤーの設置について、質疑がございました。</p> <p>また、能登谷委員から、いじめ防止基本方針や実際のいじめへの対応、道教委や市教委に対して行った情報公開請求で開示された資料に基づき、道教委の指導や市教委の対応などについて、質疑がございました。</p> <p>次に、令和3年度予算の補正に係り、本会議での質疑が7月20日行われ、質問者3人中2人から、質問がございました。</p> <p>日本共産党のまじま議員及び無党派Gの上野議員から、スクールカウンセラーの状況や相談件数の増加、スクールカウンセラーの必要性などについて、質問がございました。</p> |
| 教 育 長 | <p>報告事項（1）「旭川市議会令和3年第4回臨時会の報告について」、御意見、御質問等はありませんか。</p> |
| 各 教 育 委 員 長 | <p>ありません。</p> <p>それでは、報告事項（1）「旭川市議会令和3年第4回臨時会の報告について」は、報告を受けたこととします。</p> <p>《 そ の 他 》</p> |
| 教 各 事 | <p>他に、何かありますか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありません。</p> |

《 秘 密 会 》

教 育 長

ここからは、秘密会といたします。
ここで皆さんにお諮りいたします。

議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（3）「令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」ですが、旭川市教育委員会会議規則のとおり、会議録には概要を記載することといたしたいと思いますが、いかがですか。

各 委 員
教 育 長

異議ありません。

「異議なし。」と認め、議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」、報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」、報告事項（2）「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」及び報告事項（3）「令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」は、会議録には概要を記載することといたします。

また、議事運営の都合上、教科書採択に係る案件である令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択について」、議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」及び議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、この順番で、最後に取り扱いたいと思いますので、よろしくお願いたします。

<議案第3号「旭川市いじめ防止等連絡協議会委員の任命又は委嘱について」>

令和3年9月2日から令和5年9月1日までを任期とする旭川市いじめ防止等連絡協議会委員を任命又は委嘱することについて説明があり、審議の結果、原案どおりこれを決定した。

教 育 長

次に、議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」、説明願います。

学 校 保 健 課 長

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和3年8月20日から同年9月12日までの期間、本市が北海道からまん延防止等重点措置における措置区域に指定されたことに伴い、旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、市有施設を原則休館とする方針が示されたことを受け、学校教育関連施設についても休館しようとするものです。

休館の期間は、令和3年8月20日から同年9月12日まで、対象の施設は、富沢ふれあいの家及び東旭川学校給食センター貸館エリアでございます。

また、併せまして、本市がまん延防止等重点措置における措置区域に指定されたことに伴う市立小中学校の対応について御報告いたします。8月18日付けで道教委から通知があり、本日、市教委として各学校長宛てに

通知を发出いたしました。

内容といたしましては、本市がまん延防止等重点措置の措置区域に指定され、深刻な感染状況の中で2学期が始まることとなり、これまで以上に学校内での感染拡大が危惧されることから、今一度学校の感染症対策を徹底するよう通知したものです。

また、学校行事については、9月12日までの期間、修学旅行や宿泊研修は実施を見合わせることで、感染リスクの高い運動会、体育祭、学校祭等は中止又は延期とし、分散や縮小をするなど感染症対策を十分に講じて実施できる場合のみ可能とすることとしております。

また、学校内での感染拡大防止を徹底するため、特に留意する事項として、一つ目に、衛生管理マニュアルに基づき、学校教育活動における感染防止対策を徹底すること、二つ目に、これまで以上に児童生徒の健康観察に留意し、児童生徒や同居家族に風邪症状がある場合は登校しないよう家庭との連携を十分に図ること、また、教職員も同様に徹底すること、三つ目に、やむを得ず登校できない児童生徒への学びの保障や心のケアに努めること、四つ目に、全教職員に対し、まん延防止等重点措置を改めて周知し、公私にわたり、基本的感染症対策の徹底や、不要不急の外出等の自粛、同居者以外との飲食を控える等の要請事項を確認、共有すること、これらについて改めて通知しております。

今後におきましても、学校内で感染症対策を徹底し、校内での感染拡大を防ぎながら、教育活動を継続してまいります。

教 育 長

議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」、御意見、御質問等はありませんか。

滝 山 委 員

部活動への対応はどのようにしていますか。

学校保健課長

部活動については、8月14日以降、本市が措置区域に指定される以前から、自校での活動のみとする対応を取っております。また、全国大会につながる大会については、感染症対策を徹底しまして、学校長の判断で参加しております。全国大会につながらない大会は自粛しております。

滝 山 委 員

苫小牧では、高校生のアイスホッケーの大会で大規模なクラスターが発生しました。流行し始めた頃は、子どもの感染者は少なかったのですが、現在はデルタ株が主流になっており、10代や10代未満の子どもたちにも移りやすい状況になっています。その観点から言えば、今後、12歳以上でワクチン接種が受けられるようになるため、希望する児童生徒は積極的に受けた方が良いと思います。そのため、ワクチンに関して、十分に周知してほしいと思います。最近の市内の感染状況は、かつてないくらい悪く、それは子どもたちも同じ状況です。学校が感染源になるおそれもありますので、注意が必要です。学校職員のワクチン接種の見通しは立ちましたので、次は子どもたちに受けてほしいと思います。

教 育 長

明日から2学期が始まりますが、夏休み期間中も、児童生徒が検査を受け、この中から陽性者が出ているという情報が入っておりますし、教職員でも確認されております。学校が始まると、更に校内での感染のおそれもありますので、十分に注意しながら対応してまいります。ただいま、滝山委員からの御意見もありましたので、併せて考えていきたいと思っております。

本 田 委 員

全国大会に参加した学校はいくつかあると思っておりますので、気を付けていただきたいです。

教 育 長

先般、壮行会がありまして、今年の全国大会は関東地区で開催されるようです。本市からも30名ほど参加し、競技としては、バレーボール、バドミントン、卓球、柔道、体操であります。壮行会の後、関東方面の感染状況が相当厳しくなってしまったのですが、中止の連絡は来ていません。

本 田 委 員

旭川に戻ってきた後に発症して、それが広がるおそれもあるので、気を付けていただきたいと思っております。また、学校職員のワクチン接種についても、夏休み中にほぼ終わると当初言われていましたが、現在はどのような

| | |
|--|--|
| 学校教育部長 | <p>状況でしょうか。</p> <p>学校職員のワクチン接種ですが、9月初旬で一回目がおおむね終了する予定ですので、9月中には希望されている方への接種がほぼ終わる見込みです。</p> |
| 本田委員 | <p>それでは、夏休み中に一回目は終わらなかったのですね。</p> |
| 学校教育部長 | <p>そのようになります。</p> |
| 教育長 | <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各委員 | <p>ありません。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>異議ありません。</p> |
| 教育長 | <p>「異議なし。」と認め、議案第4号「新型コロナウイルス感染症に係る学校教育関連施設の休館について」は、原案どおり決定いたします。</p> |
| 岩崎社会教育部次長 | <p>次に、議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」、説明願います。</p> |
| 岩崎社会教育部次長 | <p>令和3年8月20日から同年9月12日までを期間として、本市がまん延防止等重点措置区域に指定をされたことを受け、昨日開催された旭川市新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、同期間中は市有施設を原則休館するとの方針が示されたことに伴い、社会教育施設等につきましても、臨時休館の対応を取ろうとするものでございます。</p> |
| 岩崎社会教育部次長 | <p>対象施設は、社会教育部が所管する全ての施設とし、対象期間は、まん延防止等重点措置区域指定の期間と同じ、令和3年8月20日から同年9月12日までとしております。</p> |
| 岩崎社会教育部次長 | <p>なお、中央図書館と地区図書館につきましては、施設は休館となりますが、予約を受け付けた本については貸出しを行うこととしております。</p> |
| 教育長 | <p>議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」、御意見、御質問等がありますか。</p> |
| 各委員 | <p>ありません。</p> |
| 教育長 | <p>それでは、議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p> |
| 各委員 | <p>異議ありません。</p> |
| 教育長 | <p>「異議なし。」と認め、議案第5号「新型コロナウイルス感染症に係る社会教育施設等の休館について」は、原案どおり決定いたします。</p> |
| <報告第1号「旭川市文化賞選考委員会委員の委嘱（臨時代理）について」> | <p>令和3年8月10日から同年11月3日までを任期とする旭川市文化賞選考委員会委員を委嘱することについて、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> |
| <報告第2号「旭川市教育委員会事務局職員の分限処分（臨時代理）について」> | <p>令和3年8月1日及び同月2日付けの旭川市教育委員会事務局職員の分限処分について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> |
| <報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」> | <p>令和3年7月13日及び同年8月1日付けの旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。</p> |
| <報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」> | |

令和3年7月9日から同月28日付けまでの北海道教育委員会に対し行った旭川市立小中学校教職員人事の内申について、教育長が臨時に代理した旨を報告し、報告のとおり了承した。

<報告事項(2)「旭川市いじめ防止等対策委員会における調査について」>
重大事態とした事案に関わり、旭川市いじめ防止等対策委員会の進捗状況等について、報告を受けた。

<報告事項(3)「令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について」>

令和3年6月15日から同年7月31日までの受付期間における令和3年度旭川市文化賞受賞候補者の推薦受付結果について、報告を受けた。

教 育 長 暫時休憩いたします。
(事務局入替え)

教 育 長 再開いたします。
前回に引き続き、令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会(歴史的分野)」の教科用図書の採択について」を議題といたします。まず、経過を確認いたします。

このことについては、令和3年7月定例教育委員会会議で、昨年度の採択結果を踏まえ、教育出版の教科書と、令和2年度の検定に合格し、今年度新たに発行された自由社の教科書の2者を対象として審議することとし、自由社の教科書に関する旭川市教科書調査委員会の調査研究結果の報告を受け、質疑により審議を行ったところです。

本日は、最終審議を行い、1者の教科用図書を採択いたします。

採択に当たっては、皆さんの意見が一つになることが最も良いことだとは思いますが、全てが一致しない場合もあるかと思えます。まずは、議論を尽くしたいと思えますが、難しい場合は、多くの御意見のあった教科書を採択することとしたいと思えます。

本市の採択方針を踏まえまして、どちらの教科書が良いか、そしてその理由について、併せて御発言をいただきたいと思えます。

御発言の順番は、滝山委員、近藤委員、山崎委員、本田委員、私の順番で進めさせていただきたいと思えます。

それでは、滝山委員からお願いします。

滝 山 委 員 人は、教育出版が良いのではないかと思います。

日本史と世界史が、バランス良く配列させており、常に年表でこの時代には何かあったということが書いてあります。また、「学習のまとめと表現」に掲載されている日本と世界の動きを上下に並べて、分かりやすく記載しています。

さらに、各ページにある見出しが興味深いです。例えば、ペリー来航のところでは、「たった四はいで夜も眠れず」、中国に関するところでは、『眠れる獅子』に迫る列強」など、各時代そのときの状況を一言で表現しているので、子どもたちにとって分かりやすいものと思えます。

近 藤 委 員 私も、教育出版が良いと思いました。

教育出版は、滝山委員の御意見にもありましたが、見出しがとても興味を引くように作られており、そこから子どもたちが興味を持ち、内容に入ることができるのではないかと思います。

高校生になると選択制になるので、日本史と世界史の両方を細かく学ぶことはなかなか難しいため、大まかでも良いので、日本のこの時代には、世界ではこのようなことがあったというつながりを中学校で学んでおくこ

とは重要なことだと、今回改めて思いました。

自由社の教科書は、興味深い内容が書かれていたのですが、日本と世界の歴史を広く子どもたちに勉強してもらうには、教育出版の教科書が良いのではないかと思います。

山崎委員

私も、教育出版が良いと思いました。

先月の会議で教科書調査委員会から報告を受けまして、教育出版の方がどの教員でも一定の水準で指導することができる教科書だと思いました。また、日本と世界の動きを併記した年表が分かりやすく、日本史と世界史の関わりが捉えられることが、幅広く知識を身に付ける上で良いことだと思いました。

本田委員

私も、教育出版の方が良いと思います。

一つは学習指導要領の歴史的分野の目標の中に、歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながりなどに着目して、多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し、複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養うという目標があり、その目標を実現するための教科書が、教育出版の方が優れていると思いました。

自由社は、知識や技能、特に知識に関して、その量については、豊富な資料や内容がありましたので、その点では秀でていますが、社会科あるいは各教科が求めている、身に付けなくてはいけない能力について、その学び方を身に付け、子どもたちが主体的に判断したり、互いに意見を交流して考えを深めるという内容については、やや教育出版の方が計画的に記述されていると思いました。

いずれにしても、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ることという内容の取扱いも学習指導要領で触れていますので、特に、教育出版の教科書には、「表現」という言葉が出てきており、学んだことを生かしながら推察したり、互いの意見を交わしながら深めていく、あるいは身に付けていくという意味では、教育出版の教科書の方が優れているという感想を持ちました。

教育長

私も、皆さんと同じく教育出版の方が望ましいと考えました。

先に自由社に触れますと、章の初めにその年代の小学校で学んだ登場人物が記載されていたり、章の終わりに、年代ごとの出来事、確認、復習、考察、まとめ図が記載されていたり、また、「もっと知りたい」というコラムや、「人物クローズアップ」を設けることで、日本の歴史に関する興味、関心、知識を深める点では工夫されていると思いました。

教育出版におきましても、各章の初めに、日本と中国と朝鮮の時代を並べた年表、また、章末の「学習のまとめと表現」において、日本の動きと世界の動きを並べた年表が掲載されています。さらに、「歴史を探ろう」で、より深く歴史を知るための工夫がされており、時代の推移に着目できるように、各章末にも「時代の変化に注目しよう」を設けています。学習指導要領に書いてありますが、世界の歴史を背景に、日本の歴史に関する関心、知識を学ぶという点では、工夫されていると思えます。加えて、各ページに「確認」、「表現」を設け、考えたり説明したりすること、章末の「学習のまとめと表現」では考察部分があり、歴史的な事柄について主体的に学び、考え、まとめる学習ができるつくりになっていること、さらに、「身近な地域の歴史を調べよう」で、歴史に地図を活用して調査をするというアプローチ、「歴史学習の終わりに」では、公民分野との関連にも対応されておりました。

ICTの活用については、自由社と比較して、QRコードが掲載されているところがあり、様々な資料や情報を活用できるようになっています。また、道教委の採択参考資料においても、北海道の関わりでは、アイヌや

| | | | |
|-----|----|---|---|
| 各教 | 委員 | 員 | 北方領土に関係するページも教育出版の方が多ということで、総じて、歴史的分野の目標に向けて幅広い学習活動ができる教科書ということで、教育出版が望ましいと考えました。 |
| | 育 | 長 | 一通り御意見をいただきました。全員が教育出版ということで、意見が一致したところがございます。その他、補足したい御意見等がありますか。 |
| | | | ありません。 |
| | | | それでは、令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択について」は、教育出版の教科用図書に決定することで御異議ありませんか。 |
| 各教 | 委員 | 員 | 異議ありません。 |
| | 育 | 長 | 「異議なし。」と認め、令和3年7月29日付け提出の議案第1号「令和4年度から使用する旭川市立中学校用「社会（歴史的分野）」の教科用図書の採択について」は、教育出版の教科用図書に決定いたします。 |
| | | | 次に、議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、説明願います。 |
| 学務課 | 課長 | 長 | 令和4年度に使用する小学校用教科用図書につきましては、令和元年度に、社会（歴史的分野）以外の中学校用教科用図書につきましては、令和2年度に採択を行ったところであり、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条の規定に基づき、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科書を採択することとされていることから、現在使用している教科用図書を採択することについて、御審議いただきたいと思っております。 |
| 教 | 育 | 長 | 議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| 各教 | 委員 | 員 | ありません。 |
| | 育 | 長 | それでは、議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 |
| | | | 異議ありません。 |
| | | | 「異議なし。」と認め、議案第1号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書の採択について」は、原案どおり決定します。 |
| | | | 次に、議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、説明願います。 |
| 学務課 | 課長 | 長 | 令和4年度から使用する小中学校用教科用図書を採択いただいたところでございますが、特別支援学級において当該教科用図書を使用することが適当でない場合、児童生徒一人一人の障害の種類、程度や能力に応じた内容のものを教科用図書として使用することができるように、北海道教育委員会が採択した「道立特別支援学校の小学部及び中学部において令和4年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書（一般図書）選定一覧」に掲載されている一般図書を採択することについて、御審議いただきたいと思っております。 |
| 教 | 育 | 長 | 議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」、御意見、御質問等がありますか。 |
| 各教 | 委員 | 員 | ありません。 |
| | 育 | 長 | それでは、議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。 |
| | | | 異議ありません。 |
| | | | 「異議なし。」と認め、議案第2号「令和4年度に使用する旭川市立小中学校用教科用図書のうち学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採 |

択について」は、原案どおり決定します。

教科書採択については、二回にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

《 そ の 他 》

他に、何かありますか。

ありません。

ありません。

それでは、以上で令和3年8月定例教育委員会会議を終了いたします。

《 閉 会 》

教
各
事
教

育
委
務
育

長
員
局
長